

# Harmony通信

vol.209  
2022.07

URL: <http://www.harmony-office.com/>  
mail: [info@harmony-office.com](mailto:info@harmony-office.com)  
tel:022-796-9231 fax:022-796-9232



## ■改正育児・介護休業法

～令和4年4月1日より段階的に実施

### 【下記のスケジュールで順次施行されます】

- ① 令和4年4月1日から**〔施行済〕**
  - ・妊娠・出産を申し出た労働者に個別の周知・意向の確認
  - ・育児休業を取得しやすい雇用環境の整備
  - ・有期雇用者の育児・介護休業取得要件緩和
- ② 令和4年10月1日から
  - ・産後パパ育休の創設
  - ・育児休業の分割取得
  - ・社会保険料の免除要件の変更
- ③ 令和5年4月1日から
  - ・育児休業取得状況の公表義務化
 ※労働者 1,000 人超えの事業所のみ

### 【令和4年10月からの改正ポイント】

#### (1) 産後パパ育休の創設

子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる産後パパ育休制度が創設されます。

産後パパ育休は、分割して2回の取得が可能。労使協定を締結すれば休業中の就労も認められます。

#### (2) 育児休業の分割取得

これまで育児休業は1回しか取得できませんでしたが、この改正により、分割取得が可能となります。

1歳未満の子については、分割して2回まで取得可能です。

また、育児休業の延長事由があり、かつ、夫婦交代で育児休業を取得する場合(延長交代)

1歳～1歳6か月／1歳6か月～2歳 の各期間において、夫婦それぞれ1回に限り育児休業取得が可能となります。

#### (3) 給与に係る社会保険料免除要件の変更

現行の免除要件である

[その月の末日が育児休業期間中であること]に加え  
令和4年10月以降は

- ・ 同一月内に育児休業の開始日と終了日が有り、その日数が14日以上の場合
- ・ 但し、賞与に係る社会保険料については、連続して1か月を超える育児休業を取得した場合に限る

上記の要件が追加となります。

令和4年10月の改正内容は非常に複雑です。Harmonyでは、ミーティング時に上記改正内容のご説明、育児休業・介護休業規程の変更ポイントについて順次ご案内を行ってまいります。育休者がいるなど、規程の変更をお急ぎの場合はお申し付けください。

編集後記：梅雨明け宣言が幻だったかのような本降りの雨が続く7月の第2週・・・事務所の熱中症対策に大容量の塩タブレットを購入したばかりですが、今週の宮城は塩分補給不要かもしれません。夏らしい夏、でも猛暑の手前で収まるカラッと爽やかな夏が理想ですよ。そんな日が1日でも多く有って欲しいものです。

## TOPICS

### ■最低賃金引上げの影響と対応～日商調査結果から

#### ◆最低賃金引上げが中小企業に与えた影響は？

日本・東京商工会議所は、全国の中小企業を対象に「最低賃金引上げの影響および中小企業の賃上げに関する調査」(調査期間:2022年2月7日～28日、回答企業数:3,222社)を行い、その結果を公表しました。昨年10月の最低賃金引上げの影響とその対応等について調べるものです。調査結果の主なポイントは以下の通りです。

#### ◆最低賃金引上げによる影響と対応

○最低賃金を下回ったため、賃金を引き上げた企業(直接的な影響を受けた企業)の割合は40.3%。

○賃金を引き上げた従業員の属性は、「パートタイム労働者(主婦パート、学生のアルバイトなど)」と回答した企業の割合が83.4%。

○人件費の増加に対して行った具体的な内容を聞いたところ、「人件費が増大したが対応策がとれない(とれなかった)」とする回答が4割超(42.2%)と最も多い。

○現在の最低賃金額の負担感は、「負担になっている」と回答した企業の割合は65.4%。業種別では、コロナ禍で大きな影響を受けている「宿泊・飲食業」で90.9%と最も高い。

○今年の最低賃金額の改定について、「引き上げるべき」と回答した企業の割合は、前年調査から13.6ポイント上昇して41.7%となり、「引き下げるべき」と「引き上げはせずに、現状の金額を維持すべき」の合計(39.9%)を上回った。

#### ◆2022年度の賃上げは？

また、本調査において、2022年度に「賃上げを実施予定」と回答した企業の割合は45.8%でした。そのうち約7割(69.4%)が「業績の改善がみられないが賃上げを実施(防衛的な賃上げ)予定」と回答しています。社員のモチベーション向上や人材の確保・採用を目的に、厳しいなかでも賃上げを選択するという傾向がみられました。

【日本商工会議所「最低賃金引上げの影響および中小企業の賃上げに関する調査」の集計結果について】

<https://www.jcci.or.jp/research/2022/0405160000.html>

## Harmony通信 2022.07

#発行：2022年7月10日

#編集・構成：合同会社Melody



合同会社Harmony

Harmony社会保険労務士法人

Harmony司法書士行政書士事務所



住 所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38

クラッセ上杉ビル4F

TEL:022-796-9231 FAX:022-796-9232

URL: <http://www.harmony-office.com/>

URL: <https://melody-office.com/>

mail: [info@harmony-office.com](mailto:info@harmony-office.com)